(趣旨)

第1条 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下「法」という。)に定めるもののほか、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。)の規定に基づき、市長が行う低炭素建築物新築等計画の認定等の事務に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、登録住宅性能評価機関等とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関、エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条第1項に規定する登録建築物調査機関及び建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関をいう。

(市長が必要と認める図書)

- 第3条 省令第41条第1項の規定により市長が必要と認める図書は、次の各号に 掲げるものとする。
 - (1) 登録住宅性能評価機関等が法第 54 条第1項各号に掲げる基準に適合する と認めた場合(法第 55 条第2項において準用する場合を含む。)にあっては、 当該登録住宅性能評価機関等が作成した適合証
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(計画の通知)

- 第4条 市長は、法第54条第3項(法第55条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による通知を行う場合は、通知書に建築基準法第6条第1項(同法第87条の2において準用する場合を含む。)に規定する確認の申請書を添えて建築主事に対し、行うものとする。
- 2 建築主事は、法第54条第4項(法第55条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により準用する建築基準法第18条第3項により建築基準関係規定に適合することを認めたときは、確認済証を市長に交付するものとする。

- 3 建築主事は、法第54条第4項の規定により準用する建築基準法第18条第12 項により建築基準関係規定に適合しないことを認めたときは、通知書を市長に 交付するものとする。
- 4 建築主事は、法第54条第4項の規定により準用する建築基準法第18条第12項により建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない正当な理由があるときは、通知書を市長に交付するものとする。

(認定申請の取下げ)

- 第5条 法第53条第1項の規定に基づく認定申請又は法第55条第1項の規定に 基づく変更認定申請をした者は、市長が認定又は変更認定をする前に当該申請 を取り下げようとするときは、取下届出書により市長に届け出るものとする。
- 2 市長は、法第54条第3項の通知を行った場合で前項に規定する取下届出書の 提出があったときは、取下通知書により建築主事に通知するものとする。

(報告の徴収等)

- 第6条 市長は、法第56条の規定により報告を徴収しようとするときは、通知書により認定建築主に通知するものとする。
- 2 認定建築主は、法第 56 条に基づき、法第 54 条第 1 項(法第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。以下同じ。)の認定を受けた低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等工事が完了した旨の報告を求められた場合は、報告書により市長に報告するものとする。
- 3 認定建築主は、法第56条に基づき、前項以外の報告を求められた場合には、 状況報告書により、報告内容を説明するための図書を添えて、市長に報告する ものとする。

(取りやめる旨の申出)

第7条 認定建築主は、法第54条第1項の認定を受けた低炭素建築物新築等計画 に基づく建築物の新築等を取りやめる場合は、取りやめる旨の申出書に認定通 知書(変更認定を受けた者は、認定通知書及び変更認定通知書)を添えて、市 長に届け出るものとする。

(取消しの通知)

第8条 市長は、法第58条の規定により法第54条第1項の認定を取り消す場合は、取消通知書により認定建築主に通知するものとする。

2 市長は、前条の規定により、取りやめる旨の申出書が届け出られた場合には、 法第 54 条第1項の認定を取消すこととし、取消通知書により認定建築主に通 知するものとする。

(認定の証明)

第9条 法第54条第1項の規定による認定を受けたことを証する書面の交付を 受けようとする者は、証明申請書を市長に提出し、証明書を受けることができ る。

(委任等)

第 10 条 この要綱の施行について必要な事項及びこの要綱に定める文書等の様式は、この要綱に定める事務を担当する部長が定める。

附則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。